茅ヶ崎市は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第5条の規定に準じ、茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業(以下「本 件事業」という。)に関する実施方針を令和4年1月14日に公表した。

ここに、同法第7条の規定に準じ、本件事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定に 準じ、その客観的評価の結果を次のとおり公表する。

令和4年3月7日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市環境事業センター 粗大ごみ処理施設整備・運営事業 特定事業の選定について

> 令和4年3月 茅ヶ崎市

# 茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業

# 特定事業の選定について

# 目 次

	章 事業概要	
1	事業の目的	1
2	事業の内容	1
3	事業方式	1
	事業期間	
5	施設の概要及び規模	1
	章 市が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価	
1	評価方法	3
2	市の財政負担見込額による定量的評価	3
3	DBO方式で実施することの定性的評価	4
	事業者に移転するリスクの評価	
5	総合的評価	5

### 第1章 事業概要

#### 1 事業の目的

茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業(以下「本件事業」という。)は、粗大ごみ処理施設(以下「本件施設」という。)の設計・建設及び運営・維持管理について、民間事業者のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施するとともに、処理対象物の適正処理、生活環境の保全を図りつつ、循環型社会を構築するための資源回収を推進することを目的とする。

#### 2 事業の内容

本件事業は、茅ヶ崎市環境事業センターにおいて、旧ごみ焼却施設解体跡地に、本件施設を設計・建設し、運営・維持管理するものである。なお、本件事業で整備する施設は、粗大ごみ処理施設、ストックヤード、計量棟、駐車場、付帯施設(構内通路、門扉、植栽、その他関連する施設や設備)である。

施設名称	施設規模
粗大ごみ処理施設	27t/日

#### 3 事業方式

本件事業は、DBO (Design:設計、Build:建設、Operate:運営) 方式により実施する。

茅ヶ崎市(以下「市」という。)は、本件施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る資金を調達 し、本件施設を所有する。なお、本件施設の設計・建設業務については、廃棄物処理施設整備交付 金の対象事業として実施する。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社(落札者の構成員の出資により、本件事業を実施する目的で出資・設立される特別目的会社(SPC)、以下「運営事業者」という。)を選定事業者(以下「事業者」という。)として、市の所有となる本件施設の設計・建設及び運営・維持管理に係る本件事業を一括して行うものとする。

市は本件施設を30年以上にわたって使用する予定であり、事業者は30年以上の使用を前提として本業務を行うこととする。

#### 4 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。

事業期間 : 契約締結日から約22年3ヶ月間とする。 設計・建設期間 : 契約締結日から約2年3ヶ月間とする。

運営・維持管理期間:令和7年4月1日から令和27年3月31日までの20年間とする。

#### 5 施設の概要及び規模

施設の立地条件等は以下のとおりである。

#### (1) 事業用地

- ① 所在地 茅ヶ崎市萩園 836 番地 (茅ヶ崎市環境事業センター内)
- ② 敷地面積(環境事業センター全体) 19,012m<sup>2</sup>
- ③ 都市計画事項

ア 都市計画区域都市計画区域内イ 区域区分市街化区域ウ 用途地域工業専用地域

エ 建ペい率 60%以内

オ 容積率カ 防火・準防火地区お 指定なし

· 高度地区 第4種高度地区

ク高度利用地区指定なしケ特別緑地保全地区指定なしコ生産緑地地区指定なしサ地区計画指定なし

シ 土地区画整理事業 茅ヶ崎寒川工業団地造成土地区画整理事業 (S47 完了)

ス 都市計画道路指定なしセ 都市計画公園指定なし

ソ 緑地 工場立地法及び茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に

関する条例による

タ 都市計画河川 指定なし

チ その他都市施設 茅ヶ崎市ごみ焼却場 (昭和45年1月31日 告示第4号)

ツ 事業計画等 指定なし

④ その他 河川法 (敷地の一部が河川保全区域)

#### (2) 対象施設の概要

① 新設する施設

施設の種類		概 要
粗大ごみ処理施設	受入対象物	不燃ごみ、大型ごみ、不法投棄物、災害廃棄物(非
		定常的に発生)
	主要設備	破砕設備、搬送・選別設備、貯留・搬出設備
	処理能力	27t/日

## 第2章 市が直接事業を実施する場合とDBO方式で実施する場合の評価

#### 1 評価方法

- (1) 市が直接、本件事業を実施する場合と比較して、事業期間を通して市の財政負担の縮減を期待できること及び公共サービスの水準の向上を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次により評価を行った。
  - ① 市の財政負担見込額による定量的評価
  - ② DBO方式として実施することの定性的評価
  - ③ 事業者に移転するリスクの評価
  - (4) 上記による総合的評価
- (2) 市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

#### 2 市の財政負担見込額による定量的評価

(1) 市の財政負担見込額算定の前提条件

本件事業を市が直接実施する場合及びDBO方式で実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約 するものではない。

項目	市が直接実施する場合	DBO方式で実施する場合
財政負担見込	①設計・建設費	①設計・建設費
額の主な内訳	②運営・維持管理費	②運営·維持管理費
	③起債金利	③起債金利
	④施工監理費	④施工監理費
	⑤発注支援費用	⑤SPC設立費
	⑥公共人件費	⑥SPC維持費
	⑦リスク調整費	⑦公租公課
		⑧アドバイザリー費用
		⑨モニタリング費用
		⑩公共人件費
共通の条件	① 事業期間:22年3ヶ月間(本件施設	めの設計・建設期間2年3ヶ月間、
	本件施記	設の運営・維持管理期間 20 年間)
	② 割引率:0.33%/年	
	③ 物価変動:見込まない	
資金調達に関	本件施設の設計・建設:「廃棄物処理施	同左
する事項	設整備交付金交付要綱」に基づき設定	
施設整備に関	民間企業に対する見積徴収の結果を精	同左
する事項	査して設定した建設費	
維持管理に関	民間企業に対する見積徴収の結果を精	同左
する事項	査して設定した維持管理費	

#### (2) 市の財政負担見込額の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりである。ここでは、市が直接実施する場合の財政負担見込額を100とし、指標により比較を行った。

	財政負担の比較
市が直接実施する場合	100
DBO方式で実施する場合	90.7

## 3 DBO方式で実施することの定性的評価

本件事業をDBO方式で実施する場合、事業者の経営能力、技術力及び運営能力等の活用による 定性的評価としては、次の効果が見込まれる。

# (1) 効率的かつ良質な運営・維持管理の実施

本件施設の設計・建設及び運営・維持管理の各業務を一括して性能発注することにより、運営・維持管理の方針と整合した施設の設計・建設を行うことができ、事業期間にわたり、効率的かつ効果的に本件事業が実施されることが期待できる。特に、運営・維持管理業務については、施設の設計に運営事業者の意見が反映されることにより、効率的かつ良質な運転管理、点検補修等の運営・維持管理の実施が可能になると考える。

# (2) 運営を長期間包括的に発注することによる効率化

運転管理に加え、点検・補修等の業務を長期的かつ包括的に委託することから、事業者は複数 年度にわたる業務改善効果を考慮して業務を遂行することが可能になると考える。

#### (3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、市と事業者が適正なリスク分担を行うことにより、本件事業に内在するリスクに対し、適切なリスク管理や問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になると考える。事業者に移転するリスクの評価については、「4 事業者に移転するリスクの評価」に示す。

#### 4 事業者に移転するリスクの評価

DBO方式で実施する場合は、市が直接実施する場合に市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施する。

DBO方式で実施する場合に事業者が負担するリスクは、事業者が市よりも効果的かつ効率的に 管理可能であり、事業者が有するノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が 期待できると考える。

主に、以下に示すリスクについては、事業者のリスク管理能力を活かすことができ、サービスの質の向上を図ることができると考える。

#### (1) 設計・建設段階におけるリスク

- ① 測量・地質調査に関するリスク
- ② 施設の設計・建設に関するリスク
- (2) 運営・維持管理段階におけるリスク
  - ① 要求性能の未達に関するリスク
  - ② 施設の損傷に関するリスク

- (3) 運営コスト増大に関するリスク
- ④ 周辺環境等の保全に関するリスク

#### 5 総合的評価

本件事業は、DBO方式にて実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通した市の財政負担見込額について、9.3%の縮減を期待することができる。

また、設計・建設及び運営・維持管理業務を一括して発注することにより、運営・維持管理の方針と整合した施設の設計・建設を行うことができ、効率的かつ良質な運転管理、点検補修等の運営・維持管理の実施が可能になることから、公共サービス水準の向上を図ることができるとともに、適切なリスク管理やリスク発生時の迅速な対応が可能になる。

したがって、本件事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 7 条の規定に準じ、特定事業として選定する。

事 務 局 : 茅ヶ崎市 環境部 資源循環課

: 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

T E L: 0467-82-1111 (内線:1222)

F A X : 0467-57-8388

電子メール: shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp

ホームページ : https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/index.html

以 上